

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税:3)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 <p>①指定期限:令和6年3月31日</p> <p>②設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p>	
		<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和6年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>	
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号 	
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成28年度:創設	

			<p>平成 30 年度:適用期限の延長 令和2年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、 ②国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、 ③外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長) 令和 4 年度:適用期限の延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・ 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 1 条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標5 地方創生 施策目標5 地方創生に関する施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、1地域(福岡市・北九州市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>○福岡市・北九州市 福岡市・北九州市では、福岡市において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【福岡市・北九州市の目標】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。</p> <p>【福岡市の特区目標に合致する指標】 福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数 20件以上 (2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定) このほかの目標として 企業価値 10億円以上のスタートアップ企業数 2024年度 100社以上(※)</p> <p>(※)当該指標は、国家戦略特区の規制の特例(スタートアップビザなど)を受けない事業者も含まれるため参考値とした。</p>
--	--------------------------	--

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置(いずれも外国人スタートアップビザ)を適用して、海外からの経営人材が来日し技術を有する研究開発に関する2事業が実施されており、そのうち1事業は製品化されるとともに、新たな雇用も創出されており、これらは特区(福岡市・北九州市)の目標の達成に寄与している。																					
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考 対象法 人数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用 法人数 (社)</td> <td>0</td> <td>1※</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 ※令和3年度に黒字化していた法人2社の内1社が令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 これまでに本税制措置の対象として特定事業を認定した事業者は2社</p>	年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	参考 対象法 人数	1	2	1	2	1	1	適用 法人数 (社)	0	1※	1	2	1	1
年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																		
参考 対象法 人数	1	2	1	2	1	1																		
適用 法人数 (社)	0	1※	1	2	1	1																		
		② 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用 法人数 (社)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用 額(万 円)</td> <td>0</td> <td>417</td> <td>7,200</td> <td>13,980</td> <td>1,290</td> <td>4,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p>	年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	適用 法人数 (社)	0	1	1	2	1	1	適用 額(万 円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440
年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																		
適用 法人数 (社)	0	1	1	2	1	1																		
適用 額(万 円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440																		
		③ 減収額	<p>《延長分》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> <th>令和 6 年度</th> <th>令和 7 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (万円)</td> <td>0</td> <td>21.3</td> <td>368.5</td> <td>715</td> <td>66</td> <td>227.2</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	法人税 (万円)	0	21.3	368.5	715	66	227.2							
年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																		
法人税 (万円)	0	21.3	368.5	715	66	227.2																		

		法人住民税 (万円)	—	1.5	25.8	50	4.6	15.9												
		法人事業税 (万円)	—	3	51.8	101	9.3	32												
		【算定根拠】 別紙 1 を参照																		
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>事業</th> <th>所得控除 適用数</th> <th>成果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 29 年度～ 令和 3 年</td> <td>高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発</td> <td>平成30年 度※</td> <td>令和 3 年に製品化 更にこれまでの成果を 踏まえつつ新たな研究 開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和3～ 令和5年 度</td> <td>3Dスキャン技 術を用いたソフ トウェアの開発</td> <td>令和 3 年 度 令和 4 年 度</td> <td>研究開発に取り組んで いる</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「令和 4 年度 国家戦略特区法の評価について」 ※令和 3 年度は黒字化していたが、令和 2 年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。</p> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げる次の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。また、申請中の事業も区域計画に認定された場合、同様に貢献していく見込みである。</p>							事業期間	事業	所得控除 適用数	成果等	平成 29 年度～ 令和 3 年	高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発	平成30年 度※	令和 3 年に製品化 更にこれまでの成果を 踏まえつつ新たな研究 開発に取り組んでいる	令和3～ 令和5年 度	3Dスキャン技 術を用いたソフ トウェアの開発	令和 3 年 度 令和 4 年 度	研究開発に取り組んで いる
事業期間	事業	所得控除 適用数	成果等																	
平成 29 年度～ 令和 3 年	高度な可視光 通信受光器解 析システム等 の研究開発	平成30年 度※	令和 3 年に製品化 更にこれまでの成果を 踏まえつつ新たな研究 開発に取り組んでいる																	
令和3～ 令和5年 度	3Dスキャン技 術を用いたソフ トウェアの開発	令和 3 年 度 令和 4 年 度	研究開発に取り組んで いる																	
								(件)												
			適用事業数 ※1	福岡市の政策目標 (スタートアップビザ申請件数)		目標値	実績値													
	(参考) 平成 29 年度		1	—	18	※3														

令和2年度	—	—	8 ※3
令和3年度	1	—	5 ※3
令和4年度	—	—	14 ※3
令和5年度	1※2	—	1件の効果
令和6年度	1※5	20	2年度間で1件の効果
令和7年度		—※4	

※1:適用事業数は本税制措置に係る区域計画の認定年度ベースでカウントしている。(税制措置は、複数年度にわたり受けられるが、政策目標への貢献度を見るため区域計画の認定を受けた年度のみとした)

※2:現在、申請中の事業者が区域計画に認定された場合を想定して含めた。

※3:特区版スタートアップビザの件数

出典:福岡市による調査

※4:2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定

※5:直近の適用状況から2年度間で1件と推定

上記の通り、過去の適用事業数は福岡市におけるスタートアップビザ申請件数に寄与している。例えば、平成29年度は申請件数18件に対し適用事業数は1件。令和3年度は申請件数5件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、計画に沿った事業が継続することが見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果》

○適用数が僅少であることについて

本特例措置のこれまでの対象事業者は2社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。

本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品や付加価値の高い農産物の研究開発、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおり国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職金特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用とした取組が想定されている。

		⑤ 税込減を是認する理由等	本要望の実現によって、令和6年度に1法人において、79.9万円の減収見込額を想定するとともに、当該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込があり、このような取組を行う特区内の優良企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 03)

適用数等及び減収額の算定根拠

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	0 万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	0 万円	② × 20%	② × 税率
④ 減収額	0 万円	⑤ + ⑥ + ⑦	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	0 万円	(③ × 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	③ × 税率
⑥ 法人住民税	0 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
⑦ 法人事業税	0 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0 万円	③ × 1%	③ × 税率
⑨ 地方法人特別税	0 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	416.6 万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	83.3 万円	② × 20%	② × 税率
④ 減収額	25.8 万円	⑤ + ⑥ + ⑦	⑤ + ⑥ + ⑦
⑤ 法人税	21.3 万円	(③ × 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	③ × 税率
⑥ 法人住民税	1.5 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
⑦ 法人事業税	3 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
⑧ 所得割	0.8 万円	③ × 1%	③ × 税率
⑨ 地方法人特別税	2.2 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府))

② 適用額	7,200 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	1,440 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	446.1 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	368.5 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	25.8 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	51.8 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	14.4 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	37.4 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2 件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,3980 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	2796 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	866 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	715 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	50 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	101 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	28 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	73 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,290 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	258 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	79.9 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	66 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率

⑥	法人住民税	4.6 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
⑦	法人事業税	9.3 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
	⑧所得割	2.6 万円	③ × 1%	③ × 税率
	⑨地方法人特別税	6.7 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率

○令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考	
① 適用法人数	1 件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)		
② 適用額	4,440 万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)		
③ 控除額	888 万円	② × 20%	② × 税率	
④ 減収額	275.1 万円	⑤ + ⑥ + ⑦	⑤ + ⑥ + ⑦	
	⑤ 法人税	227.2 万円	(③ × 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	③ × 税率
	⑥ 法人住民税	15.9 万円	⑤ × 7.0%	⑤ × 税率
	⑦ 法人事業税	32 万円	⑧ + ⑨	⑧ + ⑨
	⑧所得割	8.9 万円	③ × 1%	③ × 税率
	⑨地方法人特別税	23.1 万円	③ × 1% × 260%	③ × 税率